

No.1401

APEC 合意の意義と環境物品の特定化に関する試論  
- 「総合的アプローチ」による分析 -

日野道啓

2014.2.19

The Economic Society of Kagoshima University  
Korimoto 1-21-30, Kagoshima, 890-0065  
Japan.

# APEC 合意の意義と環境物品の特定化に関する試論

## －「総合的アプローチ」による分析－

日野道啓\*

### I. はじめに

本稿の目的は、APEC 合意の意義の検討を通じて自由化対象を定める「環境物品リスト」案作りの残された課題を指摘し、理論的考察に基礎付けられた特定化に関する試論を提示することである。

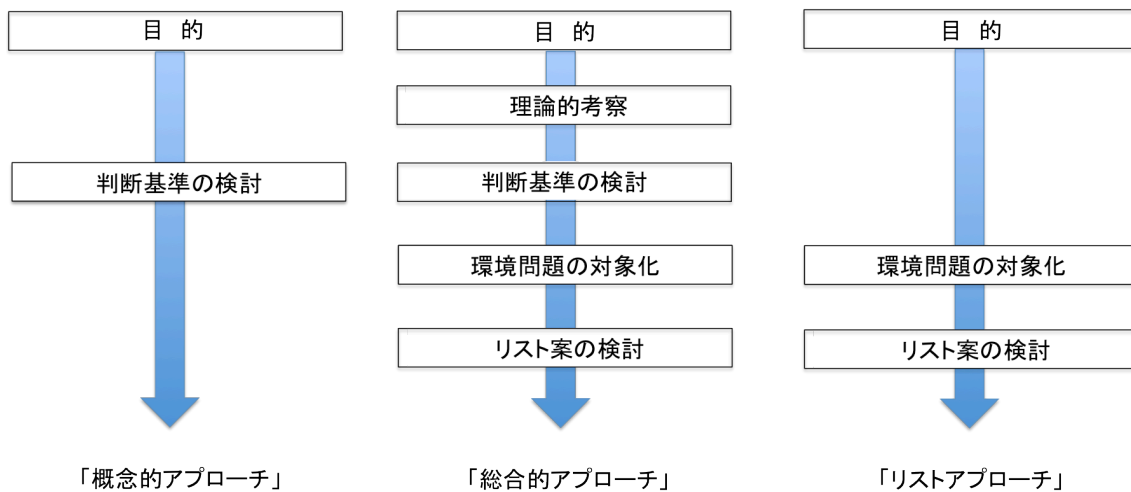
環境物品リストとは、環境物品として扱うべき対象を特定化するものである。本来、「財（物品）」とは抽象度の高い集合であり、実務レベルでは、より具体的な基準が必要になる。一般的には、国際統一基準である HS6 桁分類を用いて、財は「品目」に整理・区分される。この品目は、特定の「製品」を示すものであるが、さらに、各国の特有基準（HS7 桁分類～）を利用してより細かい分類としての「製品」に整理・区分される場合もある。環境物品リスト作りは、主として HS6 桁分類で対象を特定化するものである。

リスト作りは 1990 年代後半から開始され、近年では WTO で議論されてきた。しかし、各国の見解は錯綜し、10 年を超える交渉を経ても、主たる成果はあがっていない<sup>1</sup>。しかし、そのリスト作りも 2012 年に転換点を迎えた。周知の通り、2012 年 9 月に、APEC において、環境物品リスト（以後、「A2 リスト」と呼ぶ）<sup>2</sup>が合意されたのである。この合意は、環境物品貿易の重要性を再認識させるあるいは交渉推進のきっかけを提供するものであり、その意義は高く評価される。なお、本稿における APEC 合意とは、「A2 リスト」および「ホルル宣言附属文書 C」の内容をさす。

ただし、「A2 リスト」の完成をもって、環境物品リスト作りの完了と見なすことはできない。むしろ、その一通過点に過ぎない。なぜなら、第 1 に、APEC 合意は、周知の通り、法的拘束力をもたない。「A2 リスト」は、「A1 リスト（クアンタンリスト）」が WTO で交渉材料となったように、WTO や RTA（地域貿易協定）等で材料として利用されるものにはすぎない。第 2 に、「A2 リスト」は、長らく論争があった多く争点を解決していない。

環境物品リスト作成に関する研究は、主として 2000 年代前半に行われていた。代表的な成果として、Araya [2003]、Chaytor [2002]、Carpentier et al. [2005] がある。これらの研究の骨子は、自由化目的の実現のための分類・定義に関する抽象的な提案である。理論的な考察は限られていた。交渉が十分に進展しておらず、検討材料が限定されていた当時であっては十分な成果といえる。その後の交渉では、このような抽象的なアプローチ

図1 「総合的アプローチ」の特徴



(出所) 筆者作成

は「概念的アプローチ」と呼ばれ、合意形成の困難さから注目されていない。その一方で、抽象論にはふれず、(対応すべき個別の環境問題を想定して) 具体的な品目を提案することで交渉を進める「リストアプローチ」が注目されている。しかし、リスト案作りが進展するにつれ、リスト案作成(あるいは改訂)のための判断基準となるフレームワークあるいは定義作りも、極めて重要な作業であるとの指摘がなされている。たとえば、Xinqiang[2012]はリスト作成の前にフレームワークを定義する必要があると述べ、Tao et al. [2010]は環境サービスの分野の研究成果であるものの判断基準のための定義・分類に関する検討を行っている。また日野[2008]もリスト更新を円滑化するための判断基準が必要であると述べている<sup>3</sup>。

さて、本稿では、上記のアプローチと異なるアプローチを利用して検討を行う。従来のアプローチとの関係を明確化すれば、本稿のアプローチは、「概念的アプローチ」と「リストアプローチ」を総合した「総合アプローチ」と位置づけられる。先行研究では十分に検討されていなかった理論的考察を踏まえて、「リストアプローチ」と異なり判断基準を示し、かつ「概念的アプローチ」と異なり具体的なリスト案を示す(図1を参照)。このアプローチの意義は、第1に、既存の分類の基礎付けを提供する点であり、第2に、既存の議論の不足点を明確化する点である。

なお、本稿で提示する具体的な品目案は、もしかすると新規性に乏しいかもしれない。しかし、本稿の関心事は、新規のリスト案の提示にあるわけではなく、従来の議論では指摘されていなかった貿易効果とそれに基づく判断基準の提示にある。本稿では、論点の拡散を防ぐために、自由化方法に関する考察は省略する。

本稿の構成は次の通りである。第Ⅱ節では、APEC 合意の内容を分析し、その意義と残された課題を指摘する。第Ⅲ節では、環境物品貿易の期待される効果を明確化し、特定化に関する判断基準を導出する。第Ⅳ節では、前節で示した基準にもとづき、リスト案作成のための試論を提示する。そして、第Ⅴ節では、本稿の結論および今後の課題を述べ、むすびとする。

## Ⅱ. APEC 合意の意義と課題

### 1. APEC 合意の意義

「A2 リスト」を作成した APEC 合意の意義は、次の 3 点に要約できる。

第 1 に、環境物品貿易の重要性および有用性を世間に再認識させるきっかけを提供した点である。事実、合意が発表されて以降、多くのマスコミが環境物品貿易について取り上げ、関連する論文およびレポートが発表されている<sup>4</sup>。世間の関心の高まりは自由化の意義を広く知らしめ、学術成果の充実は自由化推進のための知見を蓄積するものになる。くわえて、APEC 合意の達成に向けて、交渉推進の機運を高める効果も期待できる。

第 2 に、環境物品貿易を広い文脈に位置づけ、その意義を各国で認識・共有できた点である。具体的には次の 4 点である。まず、①として、APEC では、環境サービスを含めて議論がなされている。WTO 交渉では、当初、環境物品を GATT、環境サービスを GATS の対象としてそれぞれ定め、両者の交渉を明確に区分していた。②として、自由化目的の扱いについてである。WTO 交渉では、あくまで自由貿易の実現と関連付けられた。しかし、APEC 合意では、貿易は「目的」ではなく「手段」と認識され、「目的」は「クリーンな持続的発展 (clean and sustainable development)」とされた。自由貿易という目的から解放されたことにより、後述の通り、APEC での議論は、広い文脈を獲得することになる。もちろん、このような展開は、APEC の役割が「自由化推進に関連するあらゆる分野での経済協力を推進すること」(岡本 [2001] p.25) である点を反映している。③として、貿易に留まらず、投資という手段の役割に焦点をあてた点である。このような考え方の背景には、上述した APEC の役割以外にも、投資の円滑化は貿易の拡大につながるという認識がある<sup>5</sup>。たとえば、日本およびオーストリアは、貿易の拡大を阻害する要因として、関税や非関税障壁だけでなく、投資に関する規制も指摘している (Australia and Japan Proposed Activities on Environmental Goods, 2009)。しかし、WTO 交渉では、投資に関する議論は俎上に載っていない。さらに、④として、③と関連するが、WTO 交渉を包括した体系的な議論である点である。図 2 にあるように、APEC では、アジア域内に環境物品に関する

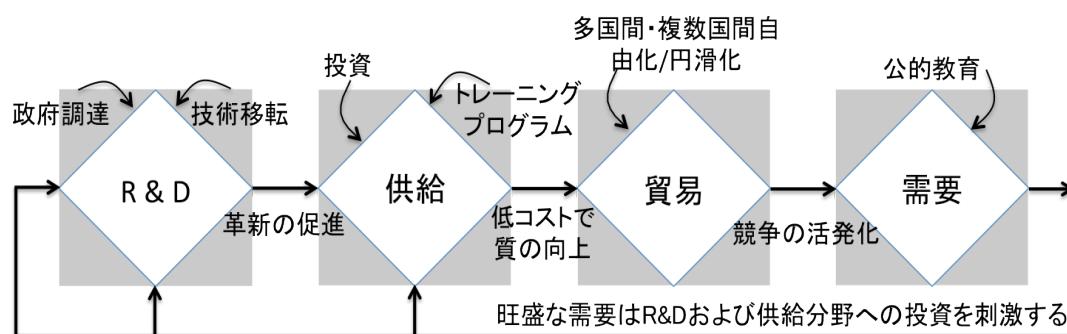
る生産連鎖がすでに出来上がっているという認識の下、EGS（Environmental Goods and Services:環境物品およびサービス）セクターを、「R&D」、「供給(Supply)」、「貿易(Trade)」、「需要(Demand)」の4つの局面から総合的に把握している。貿易自由化に関する議論は、「貿易」の局面だけに焦点をあてるものであり、APECでの議論が単なる自由化論を遥かに超えた内容であることが改めて分かる。貿易の拡大は、EGSセクターの発展とともに実現されるものであり、後者の実現のために、投資・技術移転・トレーニングプログラム・公的教育等の措置が用意されている。技術移転やトレーニングプログラムの措置は、「各エコノミーには経済状況やニーズに違いがある」という前提の上で企図される、加盟エコノミーへのキャパシティビルディングでもある。WTO交渉では、「共通だが差異のある責任」を論拠として、キャパシティビルディングや技術移転に関する提案がなされているものの、活発な議論までには至っていない<sup>6</sup>。

これらの一連の措置は、「APEC EGS Project Mapping」(APEC [2012a])で確認できる。先進エコノミーおよび途上エコノミーによって、数多くの提案がなされており、現在(2012年5月15日)、136のプロジェクトのうち、16が完了、16が実施中、28が承認済みとなっている。

APECの協議は、もともと、WTO交渉の補完を目的としていた。しかし、2008年に採用されたEGSプログラムで、「APEC域内のEGSセクターの発展の支持」と「分断されていたEGSに関連するプロジェクトの結合」が提案され、上記のような包括的取組みとしての性格を明確化した。

第3として、当然のことであるが、「A2リスト」を作成したことである。54品目で構成されるリストであり、改めて言うまでもなく非常に重要な成果である。そのすべての品目の実行関税率は、2015年末までに5%以下に削減することも合意された。

図2 EGSフレームワークに関する成功のサークル



(出所) Singapore, Proposal for Initiating an Environmental Goods and Services Work Programme Framework, 2009.

## 2. 「A2リスト」の検討

### (1) 従来の提案内容の整理

従来までのリスト作成方法（アプローチ）および対象の特定化（identification）に関する論点を整理することは、「A2 リスト」の内容を検討する際に、有益な視座を提供してくれる。「A2 リスト」の内容を検討する前準備として、確認しておきたい。

提案された内容は、次の4つである。第1は、概念的アプローチ（あるいは「トップダウンアプローチ」）である。これは、環境物品の評価基準を定め、それに基づいて環境物品を特定化する方法である。しかし、このアプローチは、確たる成果を出す事なく行き詰まってしまった。その原因は、各国の環境意識の統一の困難性<sup>7</sup>に由来する、判断基準の設定・合意をできなかった点にある。

第2のアプローチは、リストアプローチ（いわゆる、「ボトムアップアプローチ」）である。これは、各国が具体的な品目リストを作り、それを交渉材料にして環境物品を特定化する方法である。後述の通り、もっとも多くの提案があるアプローチであり、主として先進国が採用している方法である。

第3のアプローチは、計画アプローチ（「プロジェクトアプローチ」）である。これは、上記のリストアプローチへの代替案として、途上国が提案したアプローチである。リストアプローチのように、one-size-fit-allではなく、各加盟国が独自で企画した環境計画で使用するために必要な品目を必要な期間だけ自由化するという方法である<sup>8</sup>。

これらの提案にめぐる先進国グループと途上国グループの対立は激しく、交渉停滞の一因となっている。近年、このような対立を解消すべく、第4のアプローチが、複数の先進国と途上国の共同で提案されている。それは、①「ハイブリットアプローチ（hybrid approach）」と②「コンバインアプローチ（combined approach）」である。ハイブリットアプローチの提案国は、オーストラリア、コロンビア、香港、ノルウェー、シンガポールの5カ国である。1)コアリスト、2)補完リスト<sup>9</sup>、3)リクエストオファー、4)環境計画の4つのリストを作って、自由化を目指す。一方、コンバインアプローチの提案国は、メキシコ、チリ、SVEs（Small, Vulnerable Economies:貿易の取引量が少ない国々）である。先進国と途上国は「the reference universe」と呼ばれる、WTO交渉で提案されたリスト案から品目を自ら選ぶというものである。ただし、先進国の最小のタリフライン数が途上国の最小のタリフライン数を超えなければならないという条件が課されている。

第4のアプローチは、従来の交渉の論点をすべて網羅するものであり、主要国の主張および意図を最大限に考慮したものである。先進国や途上国といった枠組みを超えた提案であるが、WTO交渉をリードする米国、EU、インドおよびブラジルといった国々は関与しておらず、先進国グループと途上国グループの対立を解消するに至っていない<sup>10</sup>。

## (2) リスト案について

リストアプローチは、もっとも多くの提案がなされているアプローチである。10年を超える交渉のなかで、このアプローチによって、400近い品目が提案されている。

WTO加盟国が提案したリスト案として、①カタールリスト、②日本リスト<sup>11</sup>、③台湾リスト、④EC（EU）リスト、⑤韓国リスト、⑥ニュージーランドリスト、⑦カナダリスト、⑧米国リスト、⑨スイスリスト、⑩米国とEUが共同提案した「気候変動に優しい物品およびサービスリスト」、⑪環境フレンズが提案した「フレンズリスト」がある。

また、WTO交渉の枠外で作成・提案されたリスト案として、①OECDリスト、②「A1リスト」、③World Bankリスト、④ESCAPリスト、そして⑤「A2リスト」がある<sup>12</sup>。

OECDリストおよび「A1リスト」は、初期の環境物品交渉において、重要な交渉材料となった。World Bankリストは、米国とEUの共同提案のリストの素材となっている。ESCAPリストは、「気候変動対応物品および技術（climate-smart goods and technology：CSGT）」を対象としたものであり、環境に優しい物品にくわえて、①環境に負の影響をもたないもの、②環境問題の解決に役立つもので構成される（Ratnayaka et al. [2011]）。近年のリスト案作りの傾向としては、対象を限定化することで、多くの国に受け入れやすいものにしてしようとしている。

このように数多くの提案がなされているが、リスト案に関する問題点のほとんどは解消されていない。問題点の第1は、定義/判断基準の回避である。第2は、マルチユース問題への対応である。第3に、HS6桁以下の扱いである。第4に、途上国の経済的利益の確保への対応である。マルチユース問題を排除するには、用途を特定化する、あるいはより細かい特定化方法が必要になる。しかし、HS6桁以下については国際基準がないため、ex-outによって個別に対応しているのが実情である。また、「途上国の輸出関心産品をノミネートすべき」という主張は途上国によって繰り返えされているものの、先進国が作成するリスト案には十分に反映されていない<sup>13</sup>。

さて、定義/判断基準の問題が取り扱われないなかで、品目のノミネートの根拠は、次の2つの方法で担保されてきた。第1に、代表的な環境問題群への総括的な接近方法である。具体的には、①として、OECDリストおよび「A1リスト」の品目案を原案として参考にすることである。②として、カテゴリー（およびサブカテゴリー）を設ける方法である。OECDリストでは、環境物品が持つ環境効果の相違に基づき、大区分としての「カテゴリー」を設け、さらに小区分としての「サブカテゴリー」を設けている。同様のカテゴリー（あるいはサブカテゴリー）は「A1リスト」にもある。多くのリスト案で採用されている<sup>14</sup>。第2に、個別具体的な環境問題への接近方法である。具体的には、「気候変動問題への対応」

を念頭に置いたものである。World Bank リストがこの方法を採用して以降、多くのリストで採用されている。

### (3) 「A2 リスト」について

「A2 リスト」は、他のリストと同様に、HS6 桁分類を用いて対象を特定化している。HS は、2002、2007、2012 を利用し、該当する番号が割り当てられている。表 1 は、品目の概要を把握するために、類コードにもとづいて整理したものである。木材に関連する品目 (HS44) が僅か 1 つあるものの、その他のほとんどは一般機械 (HS84)、電機機械 (HS85)、精密機械 (HS90) から成る。したがって、途上国の輸出関心産品である EPP (environmental preferable product、環境上望ましい産品) は 1 点のみに留まり、また日本が主張していた「省エネ家電」も含まれておらず、極めてオーソドックな内容であるといえる<sup>15</sup>。

また、米国による、マレーシア・メキシコ・チリ・ベトナムとの共同提案の内容<sup>16</sup>からも理解できる通り、リスト作成の際に「定義問題」には触れられてない。HS6 桁以下の扱いについても、依然として統一のルールはない。個別に、説明を設けて限定しているにすぎない。リスト案の根拠については、カテゴリー (およびサブカテゴリー) を設けることなく、各品目がもたらす環境便益をそれぞれに説明することで明確化している。この方法は、従来にないものであり、またその根拠も分かりやすい。しかし、それぞれの説明は、従来の「カテゴリー (およびサブカテゴリー)」に相当するものであり、抽象的な概念に関する内容には触れられていない<sup>17</sup>。

以上より、「A2 リスト」は、従来から指摘されている問題点を決着させた成果というよりも回避したことによる成果であり、従来のリストアプローチの延長に位置づけられるものである。

ところで、なぜ、このリストが合意されたのだろうか。まず、基本的な事実として、途上国の姿勢に、本質的な相違はない<sup>18</sup>。合意に至った理由を、WTO 交渉と対比させて考え

表 1 「第 2 リスト」の内訳

	数	比率 (%)
木材に関連する品目 (HS44)	1	1.9
一般機械 (HS84)	23	42.6
電気機器 (HS85)	11	20.4
精密機器 (HS90)	19	35.2

(出所) APEC [2012b] より作成



ると、①リスト候補を限定していること、②自由化は大きな枠組みの1つであり、途上国が求めていた技術移転などの措置が講じられていること、③最も重要な点であるが、既述の通り、このリストには自由化に関する法的拘束力がない点である。さらに、④関税削減目標の低さも指摘できる。

関税削減目標に関して、付言しておこう。削減目標は次の2点から低いといえる。第1に、以前の目標からの後退である。「A1 リスト」は、EVSL（早期自由化自主的分野別交渉）の一環で作成されていた。その時の自由化目標は、2003年までに、最終関税率をゼロにするというものであった<sup>19</sup>。第2に、実質的な削減効果が薄い。Vossenaar [2013] の試算によれば、MFN ベースで実行税率を0.8%（平均2.6%→平均1.8%）低下させるのみである。MFN ベースによる自由化の意義は大きいものの、FTA ベースで自由化が行われている今日、実質的な削減効果はさらに限られたものになる。

### 3. APEC 合意で残された課題

APEC 合意の内容に関する分析は以上の通りである。APEC 合意において残された課題として、次の2点を指摘できる。

第1に、APEC 合意では貿易自由化を広い文脈に位置づけ、総合的な取組みの方向性を示したが、その反面、環境物品貿易そのものに期待すべき効果への関心は相対的に低く、またその効果に関する議論も低調であった。第2に、「A2 リスト」を合意できたものの、リスト案作りのための判断基準は不問にされたままであった。

したがって、依然として、環境物品貿易に期待すべき効果を踏まえたリスト案作成のための判断基準に関する検討は、残された課題である。

## III. 環境物品貿易の自由化効果

### 1. 目的の変遷

環境物品貿易の自由化効果そのものを検討する場合には、WTO 交渉の内容は非常に有用である。その理由の第1として、APEC の協議と違って、良い意味でも悪い意味でも、貿易そのものに論点に絞られているためである。第2に、APEC よりも、多くの国々が関与した成果あるいは結果であり、WTO 交渉の到達点はいわば国際公共財としての性格をより強くもつ。

さて、自由化の目的は、当初、win-win の実現（貿易と環境の相互支持性の強化）とされた。しかし、交渉の進展にともない、「発展（development）」という新たな目的を追加し

て、win-win-win（環境、発展、貿易）へと変化していった<sup>20</sup>。交渉の経緯を見る限り、「発展」という論点は、先進国にとっては途上国への配慮策として、途上国にとっては自国の利益を主張する根拠として利用されている。

背景となる理論的枠組みを考えると、当初の目的は、シンプルに思考すれば、静態的分析を念頭に置いたものと考えられる。事実、Araya [2003]、Chaytor [2003] 等の初期の研究は、この枠組みに基づくものであった。しかし、Carpentier et al. [2005] 以降の「発展」を含めた議論になると、「発展」の定義・内容如何にもよるが、通常は静態的分析に収まりきらない論点を抱えることになった<sup>21</sup>。つまり、数期にわたる傾向が繰り返される過程へ注目するだけでなく、不断に変動する過程にも注目しなければいけない。実際、環境物品貿易の自由化効果について分析した日野 [2012] では、①「N 字カーブのジレンマ」、②「知識の妥当性」という、静態的效果に由来する環境効果の 2 つの留意点について言及して、動態的效果の重要性を指摘していた。

## 2. 環境物品貿易の自由化効果と特定化に関する仮説

### (1) より一般的な議論を求めて

環境物品貿易の自由化効果に関しては、既述の通り、日野 [2012] がすでに検討している。日野 [2012] によれば、価格の低下あるいは価格差を利用することで環境技術に関する知識の補充（情報の普及）を通じて、「環境技術の移転」を促進するものであり、かつ「環境技術の定着」を脆弱に促進するものである。

しかし、日野 [2012] の関心事は、小論であることもあり、環境技術と消費の関連に限定されていた。生産への効果を含めた、より一般的な議論の検討は課題として残されていた。その作業のためには、新たに 2 つの用語の確認が必要になる。それは、①資源と②誘発である。

### (2) 資源について

まず、資源の内容について確認しておく。本稿が注目する資源とは、労働や資本といった狭義の資源だけでなく、広義の資源を含める。本稿では、資源を、最広義の資源に関する議論を援用して、「環境負荷の低減という目的に資するあらゆる要素」と定義する<sup>22</sup>。本稿が、とくに注目する資源は、無形資源である知識である。知識は次の 2 つの特徴をもつ。第 1 に、有形資源と対照的に、使用すればするほど増大するという性質をもつ<sup>23</sup>。第 2 に、特定の行動の結果をある程度保証するものであり、その行動を導くものである<sup>24</sup>。

さて、本稿が、環境物品という有形資源だけに注目していないことは明らかである。そもそも、環境物品とは、「技術的手段であり、環境負荷の低減に資する一定の潜在的要素

を具備しているもの」（日野 [2012]）に過ぎず、知識を活用するための外的な因子である。「環境負荷の低減に資するあらゆる要素」に含まれるかどうかは、器具的手段に依存する。つまり、環境物品を環境物品足らしめるのは、環境物品の利用の仕方あるいは主体の行動の仕方である。これらの行動の結果、環境負荷の低減が生じた場合、環境物品という手段を介して知識が利用されたわけである。環境技術の普及のためには、環境物品の普及にくわえて知識の普及が求められる。知識の普及は環境技術の実施をよりよく保証し、また環境技術の実施は知識の形成のきっかけとなる。もちろん、知識の内容にもよるが、形成された知識の利用が、経済活動のみに限定される必然性はない。

### (3) 誘発について

本稿における「誘発」<sup>25</sup>とは、知識の利用に与えられる用語であり、「自発」と対比されるものである。「誘発（的）」知識の利用とは、経済的インセンティブによって納得しうる説明が与えられるものであり、「自発（的）」知識の利用とは、経済的インセンティブで納得しうる説明が与えられないものである。後者の具体例は、エココンシューマーによる消費を指す。エココンシューマーは、すでに何らかの形で学習した知識に基づき行動する。前者の具体例が、環境物品貿易の自由化によって影響を受ける、さまざまな主体の行動である。それらを現象として捉えれば、「誘発」消費であり、「誘発」生産である<sup>26</sup>。もちろん、上述の通り、非経済活動が「誘発」される事態も想定される。しかし、議論をよりシンプルにするために、本稿では考察の対象から除外する。

「誘発」という用語は、経済的インセンティブが及ぼしうる活動の範囲とその種類の明確化に役立つ。くわえて、経済的インセンティブのみに依存することの問題点も示唆する。現状において、あるいは今後ますます想定される事態は、手段の充実に対する実行力となる知識の相対的な欠如であり、また手段の充実をもって目的の達成と捉える議論の隆盛である。

日野 [2012] の議論を参考にして、「誘発」消費について考えてみたい。消費それ自体は、2重の意味で経済的インセンティブを提供する。第1に、当該財の生産に対するインセンティブの提供である。第2に、後に続く、消費へのインセンティブの提供である。「誘発」消費は、典型的には次の5つのタイプに整理できる。第1に、日野 [2012] が「移転」効果に含めたものであり、価格低下（変化）に「誘発」された、財の「選択および購入」である。第2に、同じく、日野 [2012] が「移転」効果に含めたものであり、財の「購入」によって「誘発」された、「使用」である。「購入」した財を「使用」しないのは非経済合理的である。第3に、日野 [2012] が「履歴効果」と述べたものであり、一期前の財の「選択」および「購入」に誘発された、「選択」および「購入」の継続である。「消費を

通じた学習」によって形成された知識を、利用した活動である。第4に、日野〔2012〕が「波及効果」と述べたものであり、環境物品の消費によって「誘発」された、「維持」、「修繕」および「廃棄」の実施およびその活動の質的な変化である。同じく、「消費を通じた学習」によって形成された知識を、利用した活動である。第5に、日野〔2012〕が「応用効果」と述べたものであり、環境物品の消費によって「誘発」された、新しい器具的手段の実施である。

一方、「誘発」生産とは、経済的インセンティブによって納得しうる説明がつく生産である。第一義的には、「誘発」消費によって生じる。「誘発」生産が生じた時、当該財をあらかじめ生産していた主体は、その財の生産を拡大する。一方、当該財の生産を行っていなかった主体も、インセンティブの程度に応じて、当該財の生産に着手する可能性がある。いずれのケースにおいても、「誘発」生産が生じると、別の財の生産に関わっていた資源は、当該財の生産に転用されることになる。生産の拡大は、当該財のよりよい生産のための知識を生み出し、あるいは当該財のより洗練された型の生産のための知識を生み出す可能性をもつ。

以上の整理で明確になるのは、①市場メカニズムは財の価格に影響を及ぼすものであり、「誘発」の有力なチャンネルである点、および②「誘発」と「自発」の厳密な区別は困難な点である。

②に関して、追加の説明を加えたい。既述の通り、「誘発」は知識の利用という行動を促す。その行動の結果、ある知識が形成され、環境技術が実施される場合がある。これは、「誘発」が「誘発」した結果である（上記の例でいえば、第3、4および5が該当する）。なぜなら、「誘発」された知識の利用がなければ、その過程で生じた知識の形成もなかったはずだからである。「誘発」による「誘発」であるため、「二次誘発」と呼べよう。もちろん、「誘発」による「誘発」による「誘発」といった「三次誘発」、さらには「四次誘発」、「五次誘発」・・・等もあるだろう。これらを一括して、「 $n$ 次誘発」（ただし、 $n$ は2以上の整数）と記すことにする。 $n$ の整数が増す毎に、経済的インセンティブのみで説明できない要素が関与し、そしてその要素が拡大する。その意味では、「（一次）誘発」に対して、「 $n$ 次誘発」は、知識の利用を喚起する程度がより間接的である。

ただし、「誘発」と「自発」を厳密に区別することは、本稿の関心事ではない。「誘発」された知識の利用を契機に形成された知識をきっかけとして、エココンシューマーがうまれることは望ましいことである<sup>27</sup>。また、日野〔2012〕が述べた通り、教育や技術支援などの非市場的手段による知識の形成の支援は、「誘発」をより効果的にする。ただし、あくまで本稿の関心事は、環境物品貿易の自由化効果を高めるための制度設計であり、また、その自由化効果の検討である。

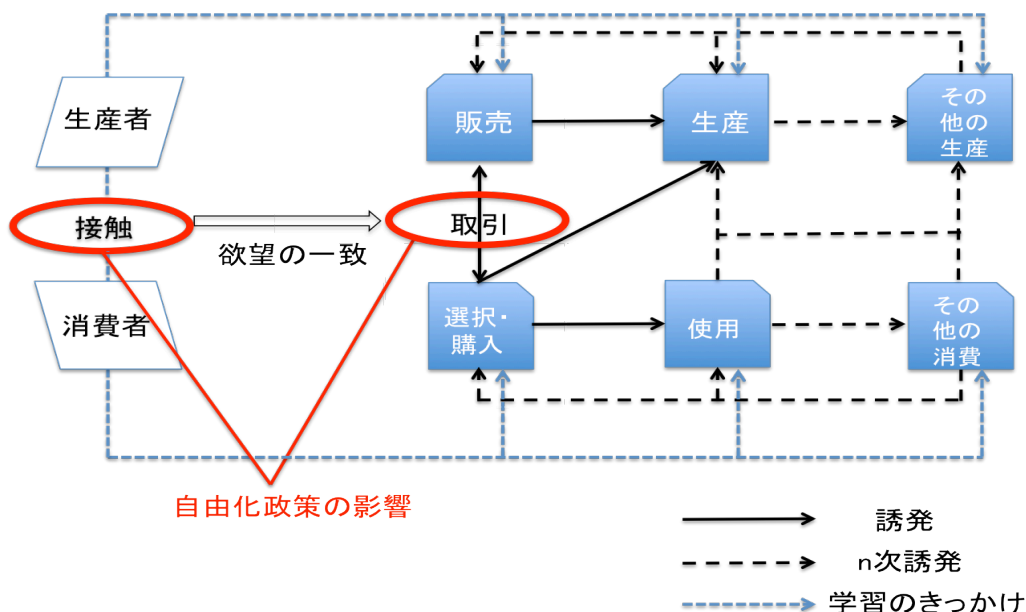
#### (4) 国際貿易に関する検討

本稿における国際貿易の自由化への関心事は、通常の貿易理論のそれと相違するかもしれない。通常の貿易理論は、「財の取引あるいは生産」に関する効果および原理の検討である。しかし、本稿は、「取引に携わる主体」に関する効果および原理に注目する。本稿と同様の視点は、Mill [1909] に見出せられる。Mill [1909] は、資源の最適配分効果である「直接的利益」よりも、間接的ではあるがより重要な効果（高次の利益）として「間接的利益」を指摘している。この間接的利益は、経済的利益と知的道徳的效果の 2 つからなる。前者は市場の拡大に関連するものであり、後者は、自分達と類似しない人々との接触による知的交流に関連するものである。Mill [1909] は、人類の発展度合いが低い状態では、知的道徳的效果の意義を過大に評価することができないと述べていた。本稿が注目するのは、間接的利益の 1 つである知的道徳的效果である。

Mill [1909] の議論では、「接触」と「取引」の関係が明確でない。当該主体が（国内では起こりえない）接触を果たし、その後、取引が生じるのか、それとも、取引を通じた交流を接触と述べているのか判然とししない。後者の理解の方が自然であろう。なぜなら、国際貿易が生じた結果であるからである。前者の場合は、国際貿易は生じるかどうかは分からない。しかし、本稿では、前者の關係に注目する。理由は、第 1 に、Mill [1909] の議論は、知的道徳的效果の発生を、戦争や冒険と関連させて論じており、非常に広く把握しているためである。国際貿易も、同様に広い視点から捉えていると考えられる。第 2 に、国際貿易は、市場における接触なしには生じ得ないからである。市場とは、そもそも、売り手と買い手が出会う場所であり、接触を経て売り手と買い手の欲望が一致した時、取引が生じる。また、この接触は、その売り手および買い手に限定されず、類似の財を生産する主体あるいは以前まで契約關係にあった生産主体にも影響を及ぼす。これも、接触の効果である。そして、接触の効果によって、行動の変化が起きなかったとしても（取引が生じなかったとしても）、新しいアイデアや文化が伝達し、国内では得られない刺激と欲求を当事者に喚起させる。それらの刺激と欲求は学習効果を生み、やがて、行動の変化を起しうる。つまり、「接触」は、知識の増大のきっかけである。「誘発」は知識の利用を通じてそれ自体が知識の増大のきっかけである点を思い出させば、「接触」は、「誘発」の一部の性質のみをもつのである。もちろん、不断の変化を想定した議論であるので、取引と接触の前後關係は、あまり重要でないかもしれない。いずれにしても、接触がなければ取引は生じ得ず、接触それ自体が学習効果をもち得るため、本稿では、前者の關係を採用し、この接触の効果それ自体も国際貿易の効果として把握する。

改めて整理すると、「取引にかかわる主体」に注目すれば、国際貿易は、国内では起こ

図3 環境物品貿易の自由化効果



出所) 筆者作成

りえない接触および取引によって、「知識の国際的な増大のきっかけ」を提供するものである。知識の増大とは、空間的増大である「知識の普及」と、時間的増大である「知識の形成」の双方を意味する。Mill [1909] は、知的交流の効果を道徳的利益と把握し、経済的利益とは捉えていない。しかし、上記の通り、知識の普及あるいは形成は、資源の増大に関連するものであるため、経済的利益そのものである。

#### (5) 特定化に関する仮説

以上より、環境物品貿易の自由化効果は次のようにまとめられる (図3を参照)。

自由化政策に影響を受けて生じた環境物品貿易とは、接触の効果<sup>28</sup>による学習効果をもつと同時に、知識の補充による「誘発」消費あるいは「自発」消費の結果であり、そして、それに続く「誘発」消費および「誘発」生産のきっかけである。国際貿易は、国内では起こりえなかった取引を生じさせ、新しい契約関係を生み出す。その反面で、既存の契約関係を解体する。このような一連の過程のなかで、市場は、(低廉で欲求を満たす) 有用な財の選別を促し、より広域における情報の選別と共有化をもたらして、当該財の生産を「誘発」するのである。「誘発」が生じる限り、知識という資源は増大の契機をもつ。つまり「誘発」は、①知識の普及および形成を導き、くわえて②他の用途を持っていた(狭義の)資源の(環境産業への)転用を促すことで資源の増大を導く効果をもつのである。約言すると、環境物品貿易の自由化政策は、「誘発」を通じて(環境保全に資する)資源を国際

的に増大させるものである。

なお、本稿では、取引される商品は差別化された製品を想定している。くわえて、限界合意理性下においては、同一の製品であっても、その用途が同一であるとは限らない。したがって、普及・形成される知識も同一であるとは限らない。そうであるなら、「誘発」の程度も、製品によって異なると考えられる。

以上の考察をもとに、特定化に関する試論を考えてみたい。環境物品貿易の自由化に期待される効果は「誘発」による資源の増大であるため、その作用を高める措置が求められる。具体的には、「誘発」を生じさせやすい製品の特定化であり、そして、その自由化の加速である。

#### IV. 特定化に関する試論

「誘発」を生じさせやすい製品の特定化に関する判断基準と具体的な候補を検討する。本稿では、ある行動によって得られた知識は、①同一の種類 of 行動に応用しやすく、②同一の環境効果をもつ行動を「誘発」しやすいという2つの仮説に基づき、「被害原因」が多様である環境問題への対処に資する製品を特定化すべきであるという試論を提示する。

##### 1. 「被害原因」の多様性という判断基準

「被害原因」に注目する利用は、被害原因の豊富な環境問題の方が、その問題に関連する環境物品の種類および量が多様であると考えられるからである。特殊な生産あるいは消費に由来する環境問題の場合は、環境物品が多様に存在する必要性がない。製品の種類および量が多様なものは、「その消費あるいは生産の機会も多様であり、誘発を生じさせやすい」と考えられる。

環境問題の「被害原因」とは、日野 [2009] によって整理・分類されたものである。被害原因は、特定の普及性をもった汚染問題の原因となる経済活動であり、環境問題への取組みの実践方法を規定する要素である。日野 [2009] では、空間的・時間的普及性に注目し、被害原因を3つに整理している。第1に、「特殊行為」であり、第2に、「特定行為」であり、第3に、「普遍行為」である。もっとも普及性の高い原因が、普遍行為である。これは、特殊なあるいは例外的な生産でも消費でもない、企業および消費者の普段の行為そのものをさす。日野 [2009] は、そうした活動の具体例として、現状においては「温室効果ガスの排出活動」があるのみであると述べる

以上の議論にもとづけば、本稿が注目する環境物品とは、「温室効果ガスの排出活動への

対応に資する製品」になる。

## 2. 仮説的な見解：知識の応用と悪用

前節では、製品の種類および量が多様に存在する環境物品は、「その消費あるいは生産の機会も多様であり、誘発を生じさせやすい」と記した。本節で、より詳しく論じていく。

そもそも、この論は、次の 2 つの仮説にもとづいている。第 1 の仮説は、ある環境物品の消費および生産によって得られた知識は、同一の環境問題への対応には応用しやすいが、他の環境問題への対応には応用しづらい。たとえば、工場排水に含まれる汚染物質をカットするための、濾過器の消費によって得られた知識は、CO<sub>2</sub> 排出削減のための省エネ機器の消費に活用される可能性が低い。第 2 の仮説は、相反する仮説を想定しなければならない。①として、同一の環境問題への合理的な行動は、他の合理的な行動を「誘発」する（応用効果）。②として、同一の環境問題への合理的な行動は、他の非合理的な行動を正当化してしまう（悪用効果）。環境物品の消費および生産によって得られた知識が、正しく応用されれば、環境負荷の低減が実現され、また新たな知識の形成のきっかけとなる。しかし、環境物品の消費および生産が、知識の形成の有無に関わらず（もちろん、多くの場合、知識が形成されていないと考えられるが、意識的に悪用する場合も想定される）、免罪符となり、他の環境負荷の高い活動を生じさせてしまうかもしれない。

以下では思考実験になってしまうが、本稿の内容をより明確化するために、あえて記しておきたい。なお、議論をシンプルにするために、消費のみに注目する。

ある消費者が、CO<sub>2</sub> 対策のために、省エネ機器であるサーキュレーターを導入したとする。サーキュレーターとは、部屋の空気を循環させるものであり、エアコンによる消費電力を抑える作用をもつ。サーキュレーターの角度如何によって、その効果は違ってくる。したがって、消費者は、部屋の空気の循環を想定し、一番良い設定角度を模索しなければいけない。このような設定角度と設定温度の関係の検討は、消費者に節電に関する合理的な行動を実施させるための知識の形成のきっかけになると考えられる。

仮説 2-①のケースでは、サーキュレーターの消費を通じて形成された知識は、他の製品の消費の仕方を変化させる行動を「誘発」する。具体的には、使用していないプリンターや要らない照明の電源等を切ることである。そして、これらの消費自体が、当該主体にさらなる知識の形成を促す可能性をもつ。

しかし、仮説 2-②のケースでは、対照的に、サーキュレーターの消費が「節電に非合理的な行動の実施」に関する根拠を与えてしまう。たとえば、エアコンの消費電力を下げることに成功したことを免罪符として、不要な家電の追加的な使用をしてしまうケースである。

どちらの仮説が強く支持されるのかは、実証によって確認されなければならない。ただ



し、たとえ仮説 2-②のような効果を生じてしまうケースであっても、日野 [2012] が述べた通り、当該主体への環境教育や指導等が適切に行われれば、事態を抑制できるかもしれない。

### 3. 品目案の提案

以上の議論を踏まえたうえで、改めて、特定化候補として取り扱うべき品目案（あるいは自由化を優先すべき品目）を考えてみたい。

上記でも触れたように、「温室効果ガスの排出活動への対応に資する製品」である。この提案自体は目新しいものではない。上述の通り、World Bank リスト、「気候変動に優しい物品およびサービスリスト」、ESCAP リストおよび「A2 リスト」にも見られる。本稿では、これらの品目案の合理的な根拠を確認すると同時に、それらにくわえて、「省エネ機器」を提案する。省エネ機器に関しては、前節で述べた通り、日本が WTO 交渉において、すでに提案していた。ただし、この提案に関しては、①実務上の基準作りが難しい点、および②日本の輸出利益に主眼を置いた提案であるとして途上国を中心に批判があった（ICTSD, Environmental Goods Attract Renewed Engagement at WTO, 2010）。

しかし、本稿で検討した通り、環境物品貿易の目的から判断して正当な提案であり、また実務上の基準は、地球温暖化問題への対応にあわせて、本来作られるべきものである<sup>29</sup>。環境物品貿易の自由化をめぐるのは、当初、EU の提案に、自由化をめぐる新たな基準作りに関する論点があった<sup>30</sup>。基準作りが容易でないことは自明であるが、論点を先送りするあるいは回避するばかりでなく、外部基準の活用や HS 分類の一層の充実をはかるための働きかけも積極的に検討・実行されるべきであろう。

## V. むすび

本稿では、APEC 合意の内容を検討し、リスト案作成のための特定化に関する試論を提示した。考察の結果、第 1 に、APEC 合意の残された課題とは、①環境物品貿易を広い文脈を位置づける一方でその効果に関する議論は低調であった点、②「A2 リスト」を合意したものの、リスト案作りのための判断基準は不問にされたままであった点である。第 2 に、環境物品貿易の自由化効果は「誘発」を通じた資源の増大であることを明確にした後、その知見に基づき「誘発」が生じやすい「温室効果ガスの排出活動への対応に資する製品」を優先的に特定化すべき（あるいは自由化を優先すべき）であるという試論を提示した。

本稿の特定化に関する試論は、実践的な提案であり、かつ、従来議論を補完しそして

不足点を明確化するものである。くわえて、非市場的手段との連携に関してインプリケーションを与えるものでもある。

最後に、今後の課題を述べる。第 1 に、試論として提示した仮説の検証である。本文でも述べた通り、「誘発」の有無あるいは誘発の程度、あるいはそれらの国別の傾向に関する、実証が求められる。検討は、マクロデータよりもミクロデータの充実によってなされるべきである。しかし、データの制約等の問題を考慮すれば、第一次接近として、代表的個人を想定したマクロデータの検討にも意義が確認されるだろう。第 2 に、自由化に関する検討および政策提言である。環境物品は特定化された後、一定のルールにしたがって自由化される。本稿では、論点の拡散を防ぐために考察を省略したが、自由化方法は主要国の対立がとくに激しい点でもある。

(付記) 本稿は、科学研究費補助金若手研究 (B) 「環境技術移転と学習作用をもつ環境物品貿易の交渉実態に関する研究：APEC を中心に」の成果の一部である。

付表 1 「A1 リスト」の自由化品目削除要請の内訳 (%)

タイ	95	韓国	7	米国	0
中国	84	マレーシア	7	カナダ	0
ブルネイ	35	フィリピン	6	シンガポール	0
日本	11	台湾	2	ニュージーランド	0

出所) 日野 [2008] p.99

付表 2 「A1 リスト」のカテゴリー一覧

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1. 大気汚染制御         | 6. 飲料水処理          |
| 2. 熱/エネルギー節減および管理 | 7. 改善および浄化        |
| 3. モニタリング/分析      | 8. 再生可能なエネルギープラント |
| 4. 騒音および振動の軽減     | 9. 固形/有害廃棄物       |
| 5. その他の再生可能なシステム  | 10. 排水管理          |

付表 3 OECD リストのカテゴリおよびサブカテゴリの一覧

- A. 汚染管理
  - 1. 大気汚染制御
  - 2. 排水管理
  - 3. 固形廃棄物管理
  - 4. 改善および浄化
  - 5. 騒音および振動の軽減
  - 6. 環境モニタリング、分析、および査定
- B. 洗浄技術および産品
  - 1. 洗浄/資源効率的技術および過程
  - 2. 洗浄/資源効率的産品
- C. 資源管理グループ
  - 1. 室内大気汚染制御
  - 2. 水の供給
  - 3. 再生物質
  - 4. 再生可能エネルギープラント
  - 5. 熱/エネルギー節減および管理
  - 6. 持続可能な農業および漁業
  - 7. 持続可能な林業
  - 8. 自然リスク管理
  - 9. エコツアーリング
  - 10. その他

#### 参考文献

APEC [2012a] “APEC Environmental Goods and Services Work Program, ”  
2012/SOM2/MAG/005, Singapore.

APEC[2012b]“2012 Leaders' Declaration, Vladivostok Declaration- Integrate to Grow,  
Innovate to Prosper, ”

[http://www.apec.org/Meeting-Papers/Leaders-Declarations/2012/2012\\_aelm.aspx](http://www.apec.org/Meeting-Papers/Leaders-Declarations/2012/2012_aelm.aspx).

Araya, M. [2003] “WTO Negotiations on Environmental Goods and Services:  
Maximizing Opportunities ?”

<http://www.ong-omcmexico.org.mx/WebPage/web/doctos/GETS4.pdf>.

- Carpentier, C.L., Gallagher, K.P. and Vaughan, S. [2005] “Environmental Goods and Services in the World Trade Organization,” *Journal of Environment & Development*, 14 (2) :225-251.
- Chaytor, B. [2002] “Negotiating Further Liberalization of Environmental Goods and Services: An Exploration of the Terms of Art,” *Review of European Community & International Environmental Law*, 11 (3) , 287-297.
- Helfat, C.E., Finkelstein, S., Mitchell, W., Peteraf, M., Singh, H., Teece, D. and Winter, S.G. (eds.) [2007] *Dynamic Capabilities: Understanding Strategic Change in Organizations*, Blackwell, Oxford (谷口和弘・蜂巢旭・川西章弘訳 [2010] 『ダイナミック・ケイパビリティ-組織の戦略変化-』 勁草書房) .
- Hirschman, A.O. [1958] *The Strategy of Economic Development*, Yale University Press, New Haven (小島清監修・麻田四郎訳 [1961] 『経済発展の戦略』 巖松堂出版) .
- Khatum, F. [2010] ”Trade Negotiations on Environmental Goods and Services in the LDC Context,” Geneva.
- Kuriyama, C. [2012] ”A Snapshot of Current Trade Trends in Potential Environmental Goods and Service,” APEC Policy Support Unit Policy Brief 3, 2012/SOM2/CTI/010, Singapore.
- LaFleur, M. [2011] ”The Liberalization of environmental goods and services: Overview and implication for Latin America and the Caribbean,” *Serie Comercio Internionl* 111, Santiago.
- Mill, J.S. [1909 (1848) ] *Principles of Political Economy, with some of their Applications to Social Philosophy*, Longmans, Green and Co., London (末永茂喜訳 [1959-1963] 『経済学原理 (全5巻)』 岩波文庫) .
- Neumayer, E. [2001] *Greening Trade and Investment: Environmental Protection Without Protection*, Earthscan, London.
- Nurkse, R. [1953] *Problems of Capital Formation in Undeveloped Countries*, Basil Blackwell, Oxford (土屋六郎訳 [1966] 『後発諸国の資本形成 (改訂版)』 巖松堂出版) .
- OECD [1996] *The Global Environmental Goods and Services Industry*, Paris.
- OECD [1997] “Processes and Production Methods: Conceptual framework and Considerations on USE of PPM – Based Trade Measures,” OCDE/GD (97) 137, Paris.
- OECD [2002] *Towards Sustainable Household Consumption? Trends and Policies in OECD Countries*, Paris.

- Ratnayaka, R., Proksch, M. and Mikic, M. (eds.) [2011] *Climate-smart Trade and Investment in Asia and the Pacific: Towards a Triple-win Outcome, Studies in Trade and Investment 73*, Bangkok.
- Schumpeter, J.K. [1926] *Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung* (2<sup>th</sup> ed.), Duncker & Humblot, München (塩野屋祐一・中山伊知郎・東畑精一訳 [1977] 『経済発展の理論 (上・下)』岩波文庫) .
- Tao, H. and Liping, L., et al. [2010] "Survey on APEC Trade Liberalization in Environmental Services," APEC Group on Services APEC Committee on Trade and Investment 2010, Singapore.
- UNCTAD [2004] *Trade and Environment Review 2003*, UNCTAD/DITC/TED/2003/4, Geneva.
- Vossenaar, R. [2013] "The APEC List of Environmental Goods: An Analysis of the Outcome & Expected Impact," Issue Paper 18, Geneva.
- Vossenaar, R. and Jha, V. [2011] "Technology Mapping of the Renewable Energy, Buildings, and Transport Sectors: Policy Drivers and International Trade Aspects," Issue Paper 12, Geneva.
- Wind, I. [2008] "HS Codes and the Renewable Energy Sector," Geneva.
- World Bank [2008] *International Trade and Climate Change: Economic, legal and institutional Perspective*, Washington DC.
- Xianqiang, M. [2012] "Some consideration for the APEC list of environmental goods," 2012/SOM1/CTI/TPD2/010, Singapore.
- 吾郷伊都子 [2013] 「環境物品自由化で輸出拡大へ」『ジェトロセンサー』4:58-59.
- 岡本次郎 (編著) [2001] 『APEC 早期自由化協議の政治過程』アジア経済研究所.
- 科学技術庁資源調査会 [1961] 『日本の資源問題』資源協会.
- 佐々木隆生 [2010] 『国際公共財の政治経済学-危機・構造変化・国際協力-』岩波書店.
- 日野道啓 [2004] 「EGS の自由化交渉に関する一考察-環境物品を中心に-」『経済論究 (九州大学大学院)』120:149-164.
- 日野道啓 [2005] 「環境物品の自由化交渉の争点の構造と WTO の位置付け」『九州経済学会年報』43:139-144.
- 日野道啓 [2008] 「現代の環境問題と国際的な環境政策-「市場創造および拡大」政策の意義と成果-」九州大学大学院経済学府経済システム専攻博士学位論文:1-177 .
- 日野道啓 [2009] 「現代の環境問題と市場的手段の意義-普遍的環境問題とその対策-」『経済学研究』76 (1) :147-170.

- 日野道啓 [2011] 「環境物品交渉の性質と構図-気候変動問題への貢献をめぐる-」『日本貿易学会年報』48:91-99.
- 日野道啓 [2012] 「環境物品貿易の自由化効果に関する再考-諸概念の整理 と仮説的検討-」『九州経済学会年報』50:113-118.
- 日野道啓 [2013] 「環境物品貿易と非市場的手段の意義-非関税障壁への対応をめぐる提案に注目して-」『九州地区国立大学教育系・文系研究論文集』1 (1) :1-14.
- 松村敦子 [2013] 「APEC における環境物品貿易 1・2-ウオジオストック合意の意味とその影響について-」『貿易と関税』61 (3)、61(4):22-32、58-62.

---

\* 鹿児島大学法文学部経済情報学科、hino@leh.kagoshima-u.ac.jp

<sup>1</sup> 環境物品リスト作りの主要な論点およびその変遷について詳しくは、日野 [2011] を参照。

<sup>2</sup> Vossenaar [2013] は、このリストを「多くの国々が関与して合意された、最初の環境物品の自由化リストである」(p.viii) と述べるが、厳密に言えば、この見解は不正確である。なぜなら、1997年から進められた APEC の早期自主的分野別自由化 (EVSL) 協議の結果、自由化候補をノミネートした「クアンタムリスト」が作成されていたためである。このリストは、後に WTO を中心に「APEC リスト」と呼ばれた。本稿では、「A2 リスト」と区別するために、「A1 リスト」と呼ぶ。

ただし、「A1 リスト」では、各エコノミーの多くが自由化対象の例外を要請していた（とくにタイや中国は、それぞれ 84%、95%の排除を要請していた。詳しく付表 1 を参照）。また、EVSL は後に頓挫してしまい、結果として、「A1 リスト」は自由化候補を純粋に特定化しただけのものになってしまった。

<sup>3</sup> そもそも、環境物品という集合は、環境問題が時間および技術の変化とともに変遷するため、不断の見直しが必要になる。OECD [1996] は、今度 15 年間に使用されるであろう環境物品の半分は現在存在していないと推計している。また、現状のリスト作りの困難さを考慮すれば、リスト改訂の手続きも煩雑なものになることが予想されるため、何らの判断基準が必要になる。

<sup>4</sup> たとえば、国内だけでも、松村 [2013] や吾郷 [2013] 等の成果がある。

<sup>5</sup> 環境に優しい貿易と投資の関連性については、日野 [2008] や Neumayer [2001] によって指摘されていた。

<sup>6</sup> 日野 [2013] は、途上国によって提案された、非関税障壁への対応策としての技術移転政策に注目して、その合理性と妥当性について検討している。

<sup>7</sup> 日野 [2004] では、チリの「日本リスト」に対する批判 (TN/MA/W/17) から、環境意識の統一の困難性を指摘していた (p.161)。

<sup>8</sup> 細部は異なるものの、その基本的性格を同一とするアプローチとして、アルゼンチンの「統合アプローチ」やブラジルが提案した「リクエストオファー」等がある (日野 [2011])。

<sup>9</sup> コアリストと補完リストについて、詳しくは日野 [2004] を参照。

<sup>10</sup> 中国やインドをはじめとした途上国グループは、one-size-fit-all による自由化に反対し、技術移転の重要性を主張している (TN/TE/W/79)。

<sup>11</sup> TN/MA/W/15, TN/TE/W/17 で提案された、いわゆる「日本リスト」にくわえて、「省エネ機器」を対象とした提案 (TN/TE/W/75, TN/TE/W/75Add.1, TN/TE/W/75/Add.2) もある。

<sup>12</sup> それ以外では、いわゆる ICSDT リストがある (中身について、詳しくは Jha and Vossenaar [2010]、Wind [2008] を参照)。作成主体は、ICTSD、オランダ、インドと中国である。対象は、「気候適応対応技術および関連物品 (climate-mitigation technologies and associated goods)」である。具体的には、①再生可能エネルギー (renewable energy)、②居住用および商業用ビル (commercial and residential buildings)、③輸送 (transport) の 3 つのセクターで構成される。ただし、①HS コードが割り当てられているセクターは再生可能エネルギーのみであり、②完成財よりもむしろコンポーネントの特定化に傾斜しており、さらに、③ 1 つのコンポーネントに複数の HS コードが割り当てられている。したがって、完成されたリストとしては、扱いづらい (LaFleur [2011])。

<sup>13</sup> 多くの提案では、先進国と途上国の自由化の仕方に差を設けることで途上国への配慮の姿勢を示してい

る。

<sup>14</sup> 「A1 リスト」と OECD リストのカテゴリー・サブカテゴリーについては付表 2・3 を参照。

<sup>15</sup> 蜂蜜も複数の国々によって提案されたが、最終的に対象外となった。

(<http://www.afpbb.com/article/politics/2899605/9478271>. Accessed 2013.6.16)。

<sup>16</sup> リスト案作成に際して、定義には触れないことが明記されている (United States, Environmental Goods Trade Policy Dialog, 2012)。

<sup>17</sup> 事実、Vossenaar [2013] は多少恣意的であると断りをしたうえで、従来の一般的なカテゴリー (あるいはサブカテゴリー) である、「再生可能なエネルギー」、「環境モニタリング」、「環境保護 (固体・有害廃棄物、排水管理、大気汚染制御)」、「EPP」を利用して、「A2 リスト」の内容を整理している。

<sup>18</sup> たとえば、中国は、自前で環境産業を育てることに固執しており、one-size fit-all に反対している (China, Development and Demand of Environmental Technology in China, 2012)。

<sup>19</sup> ただし、各エコノミーの実情を考慮して、「期限の延長」および「最終関税率の水準」に関する配慮がなされていた。

<sup>20</sup> 現在では、WTO のホームページにも win-win-win と明記されている。

<sup>21</sup> 「発展」の内容に関して、WTO においても統一された見解があるわけではない。TN/TE/20 によれば、発展の便益とは、「途上国が、進行中の発展戦略の一部である、重要な環境に関する優先課題に接近するために必要な手段の入手を支援することである」(p.3) とされる。

<sup>22</sup> 資源とは、一般的に、生産要素と同義に理解される。具体的には、自然資源は土地を意味し、同様に製造資源 (manufactured resource) は資本、さらに、人的資本は労働などをさす。資源は、財やサービスの生産に使用するインプットと理解できる。もちろん、生産に必要なインプットは、上記の例に限定されない。企業家精神あるいは知識も必要とされる。

広義の資源に関する定義として、「人間が社会生活を維持向上させる源泉として、働きかける対象となりうる事物」(科学技術庁資源調査会 [1961] p.37)、「組織がその目的を達成するために依存する手段」(Helfat et al. [2007] 邦訳 p.6) 等がある。資源とは、生産活動に限定されない活動および働きかけの対象あるいは手段であることが分かる。「人間が社会生活を維持向上させる」ために環境問題への対応策として、生産活動を含めた経済活動の量的および質的变化が求められる現代であることを考慮すれば、本稿の定義の妥当性が確認されよう。

<sup>23</sup> たとえば、Hirschman [1958] は「それ (= 企業家精神や管理能力) が使えば使うほど増大する資源である」(邦訳 p.12. なお、括弧は筆者による) と述べていた。本稿が目とする知識という資源も同様の性質をもつ。

<sup>24</sup> 詳しくは、日野 [2012] を参照のこと。

<sup>25</sup> 「誘発」とは、Nurkse [1953] による投資の区分に由来する。Nurkse [1953] は、投資を「誘発的」投資と「自発的」投資とに分けた。前者は、市場の需要の多寡に影響を受ける投資であり、具体的には今日という FDI が該当する。後者は、市場の需要の多寡に影響を受けない投資であり、具体的には国際援助等が該当する。Hirschman [1958] は、前者が経済変数によって納得しうる説明が与えられるものであり、後者が経済変数によって納得しうる説明が与えられないものと述べている。しかし、「経済変数による説明」とは、やや雑駁な表現であり、多様な内容を対象にしてしまう懸念がある。したがって、本稿では内容の読み替えを行い、意味を限定している。

<sup>26</sup> なお、本稿における消費の定義は、OECD [2002] の内容にもとづく。消費に関する消費者の一連の行動を、財およびサービスの「選択」・「購入」・「使用」・「維持」・「修繕」・「廃棄」の諸要素から成るとして把握する。同様に、生産も、生産に関する生産者の一連の行動と捉え、「企画」・「研究開発」・「部品調達」・「生産」・「流通」・「販売」の諸要素から成るとして把握する。

<sup>27</sup> もちろん、「自発」消費が「誘発」されることもありえる。自由化政策による価格の低下によって、当該財の購入の頻度が上昇するケースである。その意味でも、両者の厳密な区別は困難である。

<sup>28</sup> 自由化政策がもたらす接触への影響は、価格に加わるノイズを低減・撤廃する効果である。価格がもつ情報という性質に注目すれば、関税および非関税障壁とは、その情報に一定のノイズを及ぼすものとして理解できる。すべての情報が媒介を経ることで、一定のノイズをともなうのと同様である。ノイズは、情報の再現あるいは理解の妨げとなる。本来、価格という情報は理解あるいは再現が極めて容易なものであり、主体の言語・宗教・国籍等の相違を容易に乗り越える普遍的な性質をもつ (佐々木 [2010])。しかし、その普遍的な性質は、そのシグナルを世界中に、正確かつ容易に伝達する媒介がなければ顕在化しない。市場はその抽象的な媒介であり、その機能を阻害する種々の障壁の削減・撤廃と物理的かつ具体的な伝達手段の発展は、価格の普遍性を偏在化させる。

<sup>29</sup> たとえば、CDM でも同様の問題がある。

<sup>30</sup> 詳しくは、日野 [2005] を参照のこと。